

別 紙

別紙 1	外国株券等実質株主の破綻時における取扱い
別紙 2	外国株券等現地預託及び交付請求指図に係る指図期限・入力必須項目等について
別紙 3	持込人・引取人コードの登録方法について(様式等)
別紙 4	処理順位
別紙 5	外国株券等のキックバックに伴う増額記帳処理について (サンプル)
別紙 6	Target 保振サイトを通じた書類の授受について
別紙 7	リコンサイル不一致連絡票(様式)
別紙 8	実質株主通知事由
別紙 9	外国株券等実質株主報告の記載内容について
別紙 10	外国株券等実質株主報告訂正様式 (サンプル)
別紙 11	米国源泉徴収制度に係る外国株券等保管振替決済制度上の取扱いについて
別紙 12	担保突合株数訂正通知書(様式)
別紙 13	配当金等の除斥のタイミング
別紙 14	株式配当金振込不能照会表(サンプル)
別紙 15	配当金振込指定書(サンプル)
別紙 16	個別送金依頼書
別紙 17	不動化証明書(サンプル)
別紙 18	外国株券等交付請求指図書(様式)
別紙 19	預託外国株券等残高証明書交付申請書(様式)

外国株券等保管振替決済制度における 外国株券等口座管理機関業務終了までに想定される業務等について

I. 破綻外国株券等口座管理機関が口座を廃止するまでに想定される業務

外国株券等口座管理機関は、口座を廃止する場合、当該口座において保有するすべての外国株券等について、他の外国株券等口座管理機関の口座への振替又は現地交付を行うことに加え、口座を廃止するまでは適切に業務を継続することが必要となる。

これは外国株券等口座管理機関が破綻した際の口座廃止についても同様であり、特に外国株券等保管振替決済制度全体に影響を与える以下の業務については、確実な業務遂行が求められる。

1. 外国株券等振替口座簿の管理

(1) 外国株券等加入者の口座の残高の記録及びその増減の記録

- ① 他の外国株券等口座管理機関への残高移管（振替）又は現地交付に伴って外国株券等加入者の口座における減少の記録を行う。
- ② 外国株券等加入者の口座に残高のある銘柄については、発行会社により、残高の変動を伴う権利処理（株式分割、株式配当、株式併合、合併、株式交換、株式移転等）が行われることも考えられるため、その場合には、その権利処理の内容に従った外国株券等加入者の口座への記録（株式分割又は株式配当であれば増加の記録、株式併合であれば減少の記録等）を行う。なお、発生した権利処理の具体的な処理内容については、機構から適宜通知する。

(2) 外国株券等加入者の口座の記録に従った外国株券等実質株主に関する資料の作成

外国株券等口座管理機関の外国株券等加入者の口座に残高のある銘柄について、権利確定日が到来した場合には、実質株主報告データを作成し、機構に実質株主報告を行う。

2. 機構との間のデータ送受信

(1) データ送信

振替における「振替請求」のデータのほか、上記の「実質株主報告」及び「現地交付」等の手続においても、機構システムに対して必要なデータを送信する。

なお、「実質株主報告」のデータについてはファイル伝送接続方式、「現地交付」のデータについては統合Web端末への入力でのみ送信が可能となっている等、送信方法が限られているデータがあることに留意する。

(2) データ受信

上記1.の「外国株券等振替口座簿の管理」に係る処理やデータの作成等を適切に行うために、機構システムから必要なデータを受信する。

なお、次に掲げるデータについては、統合Web端末からではデータを受信することはできず、ファイル伝送でのみデータの受信が可能であることに留意する。

- 外株実質株主通知日程案内データ
- 外株配当金明細通知データ

II. その他留意事項

外国株券等口座管理機関が破綻した場合、以下の点に留意する必要がある。

1. 計算会社等の利用について

計算会社又はWeb端末操作の代行会社等（以下「計算会社等」という。）を通じて、外国株券等振替口座簿の管理（上記Ⅰ．１）や機構との間のデータ送受信（上記Ⅰ．２）を行っている場合には、外国株券等口座管理機関の破綻に伴い、計算会社等の利用取り止め・契約解除を行うと外国株券等口座管理機関の業務を継続することが困難となることから、口座を廃止するまでの間は、引き続き、計算会社等を利用する¹。

2. 米国税務手続について

米国株券等に配当金等の金銭支払いが発生した場合、機構は、米国源泉徴収制度の規定に基づき、当該金銭支払いの現地における支払日が属する年の翌年の２月から３月頃に、Target 保振サイトを通じて当該支払いに関する資料を配付している。当該資料は、米国における税務手続に必要となる可能性があるため、当該資料の配付時期が口座廃止後となり、Target 保振サイトが利用できない場合は、必要に応じて、当該資料の受領方法を機構に確認する。

3. その他

外国株券等口座管理機関が破綻した場合には、速やかに機構に対して連絡する。またその際に、預託外国株券等の不足等により、外国株券等の補てん又は差替えをする必要がある場合には、その旨も併せて連絡する²。

以 上

¹ 仮に計算会社等との契約が近い将来に継続できない見込みが高くなってきたときは、売却処分をすすめて顧客に金銭として返還する方法や、他の外国株券等口座管理機関への事業の譲渡、会社分割で他の外国株券等口座管理機関に事業を承継させる方法などによって、計算会社等との契約が継続している間に速やかに口座を廃止する必要がある。

² 当該外国株券等口座管理機関による外国株券等の補てん又は差替えがされないことが明らかになったときには、機構は他の外国株券等口座管理機関に当該外国株券等の不足の補てんを求める場合がある（外国株券等保管振替決済制度に係る業務処理要領の「Ⅷ．預託外国株券等の不足の補てん」参照。）

外国株券等現地預託及び交付請求指図に係る指図期限・入力必須項目等について

国籍	現地保管機関	指図期限	取引約定日 入力要否	取消指図期限 (注 2)	備考
米国 US	Depository Trust Company	SD 15:30	任意	(預託指図) 指図完了まで (交付指図) SD-1	—
ルクセンブルク LU	Clearstream Banking S.A., Luxembourg	SD 15:30	必須	指図完了まで	—
マレーシア MY	Standard Chartered Bank Malaysia Berhad	(預託指図) SD 11:00 (交付指図) SD-1 11:00	任意	指図完了まで	・実質保有者の氏名又は名称を備考欄に入力してください。(注 3) ・実質保有者の変更を伴う預託交付については、現地保管機関への書類の提出が必要となる場合がありますので、事前に機構へ連絡してください。
香港 HK	Standard Chartered Bank Hong Kong	SD 13:30 (注 1)	必須	指図完了まで	名義書換えが必要となる取扱い銘柄については、株主名を「備考」欄に英文大文字で入力してください。

入力必須項目

統合 Web 端末における現地預託交付請求画面にて、現地預託及び交付請求指図を入力する際は、以下の項目は入力必須となります。

- ・ 外国株券等機構加入者コード (5-2 桁)
- ・ 銘柄コード (5 桁)
- ・ (預託交付) 数量
- ・ 現地完了予定日
- ・ 持込人・引取人コード
- ・ 権利預り証の添付

※ 当該画面上の備考 1～4 のボックスは 35 文字までの入力が可能となります。

注 1 名義書換えが必要となる取扱い銘柄については、指図が完了するまでの期間が特定できません。

注 2 取消指図期限内に統合 Web 端末より指図の取消を申請した場合でも、現地保管機関での状況により、指図の取消が行えない場合があります。

注 3 実質保有者の氏名又は名称を英字で入力してください(※指図入力時に指定いただく「持込み人・引取り人コード」については、持込み人・引取り人の登録の際に、「SELL/BUYR」欄に取引先証券会社等の情報を指定してください。)

持込人・引取人コードの登録方法について

外国株券等機構加入者は、外国株券等の預託・交付請求指図を機構に対して行う際に、現地における預託元・交付先となる口座を指定するために、指図入力の前営業日までに持込人・引取人コードの登録を機構に対して行う必要がある。

このため、当該コードの登録が必要となった場合には、外国株券等機構加入者は、添付の持込人・引取人登録書に必要事項を記載のうえ、添付資料に記載されている提出方法により、Target 保振サイトを通じて当該登録書を機構に対して提出する（この場合、持込人・引取人コードは空欄で提出する）。登録書の提出を受けた機構は、速やかに持込人・引取人コードを設定の上、当該登録書に同コード番号を記載し、Target 保振サイトを通じて登録申請のあった外国株券等機構加入者に通知するものとする。

機構に対する預託・交付請求指図は、SWIFT メッセージに転換されたうえで、原則として、預託指図であれば MT540、交付請求指図であれば MT542 により機構の現地保管機関に送付される。機構の現地保管機関では、当該 SWIFT メッセージを基にして、現地側において、持込人・引取人コードに指定された相手方との間で、指図があった外国株券等の引取り（預託）または引渡し（交付）を行うこととなる。このため、外国株券等機構加入者は、持込人・引取人登録書を記載するに当たっては、SWIFT メッセージ上、どのように預託元、交付先の口座情報が記載されれば良いかを現地における預託元、交付先等に確認のうえ、Delivering/Receiving Agent、Seller/Buyer 等の欄に必要な事項を記載するものとする。

また、外国株券等機構加入者が、クリアストリーム・ルクセンブルグのようないわゆる ICSD における口座との間で、外国株券等に係る預託・交付を希望する場合においても、Delivering/Receiving Agent 欄、Seller/Buyer 欄等にどのような情報が記載されれば、ICSD における指定の口座で指図対象となった外国株券等の引取りができるか（又は ICSD における指定の口座から指図対象となった外国株券等の引渡しができるか）といった情報を該当の ICSD 等に確認のうえ、持込人・引取人登録書に必要事項を記載するものとする。

持込人・引取人登録書

外国株券等機構加入者名 (外国株券等口座管理機関コード:5桁)	()
担当部署・担当者名	
電話番号	【電話】 ()
持込人・引取人コード	—

 持込人・引取人コードについては、振振が割り当てますのでご記入いただくなくて結構です。

預託・交付マーケット名(国名)				
名称		登録内容	M/O	MAX値
DEAG/REAG:Delivering/Receiving Agent			M	
	SWIFTアドレス(BIC)			11
	名称			140
	DTC参加コード			4
	ローカルコード			35
DECU/RECU:Deliverer's/Receiver's Custodian			O	
	SWIFTアドレス(BIC)			11
	名称			140
	保管機関口座番号			35
SELL/BUYR: Seller/Buyer			O	
	SWIFTアドレス(BIC)			11
	名称			140
	口座番号			35
決済場所 (BIC) (注3)				11
実質保有者の変更(変更有の場合のみ記載) (注4) (注5) (注6)				

提出方法：Target振振サイトの以下に提出
書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度－外国株券等機構加入者－その他

確認方法：Target振振サイトの以下から確認
個社別通知を見る>外国株券等保管振替決済制度－外国株券等機構加入者－個社別通知

- (注1) 現地保管機関毎(持込人・引取人毎)に1枚作成してください。
- (注2) 持込人・引取人コードは、機構が割り当てますので記載していただくなくて結構です。コード体系は(外国株券等口座管理機関コード5桁)-(固有コード3桁)となります。
- (注3) 当社の現地保管機関がクリアストリームルクセンブルグ(CBL)となっている銘柄について、決済場所のBICをご記入下さい。
- (注4) 印紙税の対象となる銘柄の預託又は交付を行う場合であって、かつ、実質保有者の変更がある場合のみ、変更有と記載してください。銘柄ごとの印紙税適用の有無については、Target振振サイトの以下から確認してください。
- ほふりからの連絡を見る>外国株券等保管振替決済制度－外国株券等機構加入者－制度関連情報 内の「取扱銘柄」
- (注5) 同一の持込人又は引取人との間で預託又は交付を行う場合でも、実質保有者の変更がある場合とない場合では、同一の持込人・引取人コードを使用できません。実質保有者の変更の有無ごとに登録を行ってください。
- (注6) 実質保有者の変更を伴う預託・交付をマレーシア市場で行う場合、現地保管機関への書類の提出が必要となる場合があります。
- (注7) その他記載事項についての詳細は、別添の記載上の注意をご覧ください。
- (注8) 割り当てました持込人・引取人コードはTarget振振サイトにて通知いたしますが、掲載期間が2週間となっておりますので、期間内にご確認をお願いいたします。

持込人・引取人登録書

【記載上の注意】

1. 同一の持込人・引取人コードを異なるマーケットで使用することは出来ません。その場合は、預託・交付マーケット毎に登録をお願いします。
2. DEAG/REAG、DECU/RECU、SELL/BUYR欄の記載については、以下のとおり記載してください。
3. 使用可能な文字種は、半角英数字及び一部の半角記号(/-?:()., '+)のみとなります。

	名称	登録内容	M/O (注1)	設定先フィールド (注2)	MAX値 (注3)
DEAG/REAG: Delivering/Receiving Agent			M		
	SWIFTアドレス	現地CSDに参加する保管機関のBICアドレス		95a	11
	名称	現地CSDに参加する保管機関の名称		95a	140
	DTC参加コード	現地CSDにおける保管機関がDTC参加者である場合のDTC参加者コード		97a	4
	ローカルコード	現地CSDにおける保管機関の当該CSDにおける参加者コード		97a	35
DECU/RECU: Deliverer's/Receiver's Custodian			O		
	SWIFTアドレス	DEAG/REAGに口座を保有する保管機関のBICアドレス		95a	11
	名称	DEAG/REAGに口座を保有する保管機関の名称		95a	140
	保管機関口座番号	DEAG/REAGに口座を保有する保管機関のDEAG/REAGにおける口座番号		97a	35
SELL/BUYR: Seller/Buyer			O		
	SWIFTアドレス	DEAG/REAG又はDECU/RECUに口座を保有する口座保有者のSWIFTアドレス		95a	11
	名称	DEAG/REAG又はDECU/RECUに口座を保有する口座保有者の口座名称		95a	140
	口座番号	DEAG/REAG又はDECU/RECUに口座を保有する口座保有者の口座番号		97a	35

(注1) Mは必須項目、Oは任意項目を意味する。

(注2) SWIFTメッセージのE1 Settlement PartiesのシーケンスのField 95a:Party及びField 97a:Account:Safekeeping Accountに相当する。

(注3) MAX値は英数字半角での記載可能桁数

処理順位

処理順位	処理種別
1	現地預託完了の処理
2	前日残高調整請求に係る振替の処理
3	現地交付完了の処理
4	前日DVP振替請求（市場取引）の処理
5	先日付一般振替請求一連動に係る振替の処理
6	先日付振替請求に係る振替の処理
7	担保指定証券に係る振替の処理
8	先日付DVP振替請求に係る振替の処理
9	先日付貸株DVP振替請求に係る振替の処理

（注）

- 1 同一処理種別内で複数の請求が競合する場合には、原則として受付順とする。
- 2 入力媒体が異なる等の理由により、受付順位が明確にならない場合は、次の順位による。
 - ① ファイル伝送により受理したデータ
 - ② 統合Web端末により受理したデータ

以 上

年 月 日

〇〇証券株式会社 御中

株式会社証券保管振替機構

外国株券等のキックバックに伴う増額記帳処理について

年 月 日付で、貴社より、統合 Web 端末を通じてご入力いただきました下記の外国株券等に係る現地交付請求指図につきましては、弊社の現地保管機関である The Depository Trust Company（以下「DTC」という。）より当該指図に係る完了通知を受領したため、年 月 日に弊社における外国株券等振替口座簿の記帳処理を完了しておりましたが、DTC より当該指図に基づき交付された外国株券等がキックバックされた旨の連絡がありました。

これに伴いまして、下記のとおり増額記帳処理を行いましたのでご通知いたします。

記

増 額 記 帳 処 理 日 :
増額記帳対象交付指図株式等リファレンス No. :
増額対象外国株券等機構加入者コード :
銘 柄 名 (コード) :
増額対象交付外国株券等の数量 :
現地保管機関キックバック記帳日 :

(注) 外国株券等振替口座簿には、交付済みの外国株券等に係る数量の増額が、増資等として反映されます。

以 上

(問合せ先)

株式会社証券保管振替機構 振替業務部 外国株式担当

TEL 03-3661-3994

Target 保振サイトを通じた書類の授受について

外国株券等保管振替決済制度では、事務リスク軽減等の観点から紙面による書類の授受を削減することを目的とし、米国源泉税に関する報告書類をはじめとした諸書類につきましては原則として Target 保振サイトを通じて授受することとしております。

Target 保振サイトを通じた書類の授受を行う具体的な対象書類並びに書類授受の事前準備及び授受方法については下記のとおりとなりますので、Target 保振サイトを通じた書類授受を行う際に御覧ください。

記

1. 概要

機構と外国株券等機構加入者の間で行われる書類の授受は、原則として Target 保振サイトを通じて行います。外国株券等機構加入者から機構に対して書類の提出を行っていただく場合は届出書類機能（書類を提出する）を使用し、機構から個別の外国株券等機構加入者に対して通知を行う場合は、個社別通知機能（個社別通知を見る）を使用します¹。

2. Target 保振サイトを通じた授受対象書類等

Target 保振サイトを通じた書類の授受を行う主な対象書類及び提出先のカテゴリについては別紙 6-1 を御覧ください。

3. Target 保振サイトを通じた書類授受の事前準備及び授受方法について

(1) Target 保振サイトにおける権限の設定

Target 保振サイトを通じた書類の授受を行うためには、各外国株券等機構加入者のグループ管理者が、Target 保振サイトの「ユーザ基本情報設定」において外国株業務担当者のユーザ ID に対する届出書類機能及び個社別通知機能に係る権限の設定を行っていただく必要があります。権限の設定方法については、Target 保振サイトのヘルプ画面に掲載する「ユーザ管理マニュアル」及び「権限設定一覧」（「機構加入者（外国株券等保管振替決済制度）」）を御覧ください。

(2) 届出書類について

a. 届出書類のフォーマットの取得方法

各種届出書類のフォーマットは、制度参加届出事項の変更等の書類を機構ホームページに、その他の書類を Target 保振サイトの「書類をダウンロードする」のカテゴリー一覧「外国株券等保管振替決済制度」に、それぞれ掲載しております。また、上記以外のフォーマットを用いて書類を提出いただく必要がある場合は、別途、通知等により御案内いたします。

¹ すべての外国株券等機構加入者を対象とする通知等については、Target 保振サイトの「ほふりからの連絡を見る」より適宜御覧ください。

b. 書類の提出方法及び留意事項等

(a) 提出方法について

Target 保振サイトの届出書類機能を使用した書類の提出方法については、Target 保振サイトのヘルプ画面に掲載する「ほふりサイト（機構加入者等用）マニュアル」を御覧ください。

(b) 提出先カテゴリについて

書類を提出する際には、書類の提出先のカテゴリを別紙6-1又は個別の通知等から御確認いただき、誤ったカテゴリに提出することがないように御注意ください。誤ったカテゴリに書類が提出された場合には、記載内容が正しい場合であっても、提出いただいた書類のステータスを「不受理」とする場合があります。

また、各提出先のカテゴリに初期設定されている掲載期限は次のとおりとなります。掲載期限は、特に機構から御案内する場合を除き、変更しないでください。

提出先カテゴリ	掲載期限（初期値）
米国現地源泉税	掲載日から2週間
新株式数申告書	無期限
その他（外国株券等実質株主に係る情報を含む書類）	掲載日から2週間
その他	無期限

(c) 書類のステータスについて

書類提出後に、Target 保振サイトの画面上で当該書類のステータス（「提出」、「手続中」、「不受理」、「差戻し」、「受理」の5パターン）を表示します。提出された書類の確認を機構が開始したときは、ステータスを「手続中」に変更します²。

その後、書類の内容等が正しいことを確認したときは、ステータスを「受理」に変更し、誤り等が認められた場合にはステータスを「不受理」又は「差戻し」に変更します。このとき、ステータスが「受理」、「不受理」又は「差戻し」となったことが各IDに設定されているメールアドレスに自動的に配信されます³。

(d) 緊急の手続を要する書類について

「持込人・引取人登録書」の提出後すみやかに当該登録書により登録した持込人引取人情報を利用して現地預託・交付請求を行う場合等、Target 保振サイトを通じて提出した書類に基づく緊急の手続が必要な場合には、書類の提出後に機構にその旨を御連絡ください。

(3) 個社別通知について

別紙6-1の②「機構から個社別通知を通じて外国株券等機構加入者へ通知する書類」に記

² 「提出」から直接「受理」、「不受理」又は「差戻し」とする場合もあります。

³ メールの配信を受けるためには、事前にメーリングリストの設定を行う必要があります。設定方法は、Target 保振サイトのヘルプ画面に掲載している「ほふりサイト（機構加入者等用）マニュアル」を御覧ください。

載しております書類等については、機構より個社別通知機能を用いて外国株券等機構加入者各社へ個別の通知を行います。当該通知を閲覧可能な掲載期間は、通常、掲載日より2週間となっておりますので、取得の漏れ等がないように速やかにダウンロード等を行ってください。

個社別通知の閲覧方法については、Target 保振サイトのヘルプ画面に掲載する「ほふりサイト（機構加入者等用）マニュアル」を御覧ください。

また、個社別通知についても通知が掲載されたときにメールの配信を受けることが可能です。メールの受信方法については、脚注3を御覧ください。

以 上

Target 保振サイトを通じた授受を行う主な対象書類

外国株券等機構加入者と機構が授受する書類のうち、Target 保振サイトを通じた授受の対象となる書類は、下表①及び②のとおりです。

①外国株券等機構加入者から機構へ提出いただく書類

No	区分	書類名称	形式	提出先カテゴリ
1	現地源泉税	米国株券等に係る源泉税率別区分情報	EXCEL	書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/ 外国株券等機構加入者/米国現地源泉税
2		米国株券等に係る源泉税率別区分情報 (A様式)	EXCEL	
3		米国株券等に係る源泉税率別区分情報 (B様式)	EXCEL	
4		W-9	PDF	
5	制度参加 届出事項	業務責任者及び業務担当者等届出書	EXCEL	書類を提出する>制度参加者関連/制度参加者関 連/制度参加者関連書類
6		外国株券等口座開設申請書 兼 外国株券等区分口座開設申請書	EXCEL	
7		外国株券等区分口座一部廃止申請書	EXCEL	
8	権利調整の ための追加 振替対応	(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票 (フェイル加入者用、被フェイル加入者用)	PDF	書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/ 外国株券等機構加入者/その他
9		追加振替対応依頼書	PDF	
10		外国株券等実質株主報告対象株式数の変更について	PDF	
11		新株式数申告訂正通知	PDF	
12	その他	新株式数申告書	EXCEL	書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/ 外国株券等機構加入者/新株式数申告書
13	その他	外国株券等実質株主報告訂正様式	EXCEL	書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/ 外国株券等機構加入者/その他 (外国株券等実 質株主に係る情報を含む書類)
14		未受領配当金等に係る氏名・名称情報の提供申請書	WORD	
15		不動化証明書の写し	PDF	
16		持込人・引取人登録書	PDF	書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/ 外国株券等機構加入者/その他
17		預託外国株券等残高証明書交付申請書 (平成 20 年 12 月 31 日分まで)	PDF	
18		担保突合株数訂正通知書	PDF	

No	区分	書類名称	形式	提出先カテゴリ
19		リコンサイル不一致連絡票	PDF	
20		外国株券等交付請求指図書・取消指図書	PDF	

②機構から個社別通知を通じて外国株券等機構加入者へ通知する書類

No	区分	書類名称	形式	通知先カテゴリ
1	QI 関連	1042-S 基礎データ	EXCEL	個社別通知を見る>外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/個社別通知
2		1042-S Copy B,C,D	PDF	
3	制度参加	口座開設/廃止通知書 ¹	PDF	
4		区分口座開設/廃止通知書	PDF	
5	その他	預託残高証明書 (平成 20 年 12 月 31 日分まで)	PDF	
6		外国株券等のキックバックに伴う増額記帳に係る通知	PDF	
7		持込人・引取人登録書 (持込人・引取人コード付番済み分)	PDF	

以上

¹ 新規参加の口座開設通知書については書面での交付となります。

株式会社証券保管振替機構 御中

会 社 名

担当者の役職・氏名

連絡先の電話番号 () —

リコンサイル不一致連絡票（外国株券等機構加入者用）

リコンサイルの照合結果に不一致がありましたので、下記のとおり、ご連絡いたします。

記

銘柄コード						
銘柄名称						
口座簿記録数						株
機構報告数						株

銘柄コード						
銘柄名称						
口座簿記録数						株
機構報告数						株

銘柄コード						
銘柄名称						
口座簿記録数						株
機構報告数						株

（注）記録数及び報告の単位は株、口、カバードワラント等とする。

以上

- 当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。
- 当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄		

実質株主通知事由

項番	実質株主通知事由	優先順位（※）	内容	
			通知事由	該当 C A
1	A1	1	合併、交換	合併、株式交換
2	A2	1	該当銘柄株式の増加	株式分割、無償交付、選択配当、株式配当
3	A3	1	該当銘柄株式の減少	株式併合、減資、合併、交換（該当銘柄株式の減少のみ）
4	A4	1	該当銘柄以外の株式の割当	子会社株式分配、スピンオフ
5	A5	2	金銭配当	配当金、分配金、償還金
6	A6	3	議決権	
7	A7	4	その他	

※同一銘柄、同一権利確定日で複数の通知事由が発生する場合、優先順位の最も高い実質株主通知事由を設定する。

外国株券等実質株主報告の記載内容について¹

1. 外株実質株主報告銘柄データ

(1) 銘柄コード、銘柄名

「銘柄コード」欄は、証券コード協議会の当該銘柄に係る外国株式コード（5桁）をセットする（前4桁はスペースとする。）。

「銘柄名」欄は証券取引所で定めた銘柄略称をセットする。

(2) 権利確定日

「新権利確定日」欄に西暦（8桁）でセットする。なお、「権利確定日」欄は、「000000」をセットする。

2. 外株実質株主報告詳細データ

(1) 株主番号²

a. 口座管理機関コード

外国株券等口座管理機関コード³を5桁でセットする。なお、非外国株券等機構加入者の顧客の場合で、外国株券等口座管理機関コードがない場合には、証券会社等標準コード又は統一金融機関番号を5桁でセットする。

b. 支店コード、顧客コード

支店コード、顧客コードは、それぞれの欄に右詰でセットし、空欄がある場合には、空欄に0をセットする。なお、支店コードがない場合等であっても、任意の4桁の数字をセットする。この場合、支店コードに続く6桁の顧客コードと支店コードを統合して10桁の顧客コードとしてコードをセットしても差し支えない。

(2) 業種コード

外国株券等実質株主が政府又は公共団体の場合は「10」、個人の場合は「11」、金融機関の場合は「83」、証券業者の場合は「86」、その他の法人の場合は「88」、非居住者の場合は「89」をセットする。

(3) 支払方法⁴

配当等がない場合は「△」銀行振込みの場合は「0」、ゆうちょ銀行現金払の場合は「1」をセットする。なお、口座管理機関支払いの場合（国内源泉税相当額控除前の配当金等を受領し、「外株配当金明細通知データ」を受信する場合）は「0」をセットする。

¹ 使用できる文字種については、株式等振替システム外株関係データ接続仕様書を参照。

² 異なる区分口座に記帳されている外国株券等について外国株券等実質株主に関する報告を行う際に、同一の株主番号を付すことはできない。

³ 外国株券等口座管理機関コードは口座管理機関コード（5桁の数字コード）と同一の体系とし、また、外国株券等実質株主の口座を開設する外国株券等口座管理機関のものとする。

⁴ 議決権付与など金銭の支払を伴わない権利確定日等のときに「支払方法」欄をスペースとした場合には、（8）「税コード」欄、（9）「告知確認」欄、（10）「居住区分」欄、（11）「G アレンジメント」欄及び（12）「譲渡所得等課税区分」欄をスペースとすることができ、ただし金銭支払の有無に係らず、「支払方法」欄に「0」又は「1」をセットする場合には、これらの項目についても所要の値をセットする必要がある。

(4) 株数

権利確定日等において外国株券等実質株主が保有する株数を「旧株数」欄にセットする（例えば、株式分割（併合）の場合には分割（併合）前の株数をセットする。）。「合計株数」欄にも同様に株数をセットする。なお、「新株数」欄は「00000000」をセットする。

(5) 株主名、株主住所、郵便番号

- a. 「株主名」欄は、姓と名の間にスペースをとり、左詰めでセットする。外国株券等実質株主が法人である場合の株式会社は（カブ）と省略して差し支えない。
- b. 「株主住所」欄は、郵便法による都道府県名、郡名、市区町村名、字名、丁名、地番又は街区符号及び住所番号ごとにスペースをとり、左詰めでセットする。
- c. 「旧郵便番号」欄はスペースとする。「新郵便番号」欄に郵便番号をセットする。

(6) 共通番号

外国株券等実質株主が共通番号を有しない者である場合又は外国株券等実質株主から共通番号の届出を受けていない場合を除き外国株券等実質株主の 12 桁又は 13 桁の共通番号をセットする。ただし以下の場合には共通番号をセットしないことができる。

- ・「外株実質株主通知日程案内データ」の「金銭支払有無」欄が「0」（支払無し）と表示されている場合
- ・外株実質株主報告詳細データ内の「税コード」欄が「4」（口座管理機関支払）である場合

【個人番号の授受に関する禁止事項】

外国株券等機構加入者と機構との間の個人番号の授受については、法令で求められる安全を確保するために必要な措置の対象とされており、ファイル伝送等の専用回線以外の方法で行うことが認められていない。このため、ファイル伝送期間（権利確定日から起算して5営業日まで）経過後に、Target 保振サイトによる外国株券等実質株主報告の訂正を行う場合において、個人番号の訂正、追加を行う等、Target 保振サイトで授受する外国株券等実質株主報告の訂正様式に個人番号を含めることはできない⁵。

※ 個人番号の届出を受けている外国株券等実質株主について、支払方法を口座管理機関支払からその他の方法に変更する場合、ファイル伝送による外国株券等実質株主報告における個人番号の報告の有無に係らず、改めて機構に個人番号の報告を行う必要が生じるが、上記のとおり、ファイル伝送以外の方法で機構に個人番号を報告することができないことから、この場合には支払方法の変更ができないこととなる。

(7) 振込口座⁶

- a. 「銀行名」欄については、金融機関コード便覧に掲載の金融機関名にカッコ書きで付されたフリガナ又は為替略称（テレ為替等における金融機関の名称）をセットする。

⁵ 法人番号は Target 保振サイトで授受可能であるため、ファイル伝送期間経過後も訂正、追加可能。

⁶ 議決権の付与など金銭の支払を全く伴わない権利確定日等の場合には、振込口座に係る全ての欄をスペースとすることも可能である。ただし、「支払方法」欄に「0」（銀行振込）をセットした場合には、金銭の支払いの有無にかかわらず必ず銀行コード等の振込口座に係る情報を必ずセットする必要がある。

- b. 「支店名」欄については、金融機関コード便覧に掲載の店舗名にカッコ書きで付されたカナ文字によるテレ為替通信上の名称をセットする。
- c. 「預金種目」欄は、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」、その他の預金の場合は「9」をセットする。
※ただし、「9」をセットした場合、受け方となる金融機関によっては、受け入れない場合もあることに留意する。
- d. 「口座名義人名」欄を外国株券等実質株主名と同様の方法でセットする。

(8) 税コード^{7, 8}

外国株券等実質株主が当該銘柄の配当等について非課税扱いの場合は「0」、課税扱いの場合は「1」、口座管理機関支払いの場合は「4」をセットする。なお、課税扱いとした場合、地方税（住民税）の有無は、システム上、(2)の業種により判断している（例：「11」（個人）を選択した場合に、住民税が課せられることになる。）。

(9) 告知確認

当該銘柄の権利確定日までに実質株主からの告知書の受入れ等の際に本人確認がなされている場合には「1」（確認済）、本人確認がなされていない場合には「0」（未確認）をセットする。

なお、「税コード」欄に「4」（口座管理機関支払）をセットする場合で、「共通番号」欄を空白とする場合は、「告知確認」欄に「0」をセットする。この場合の「0」は、共通番号の報告が必要ないことを機構に伝えるために用いるものとする。

(10) 居住区分

実質株主が税法上の居住者若しくは内国法人である場合は「0」、それ以外の場合には「1」をセットする。

(11) Gアレンジメント

現在はGアレンジメントの適用がないので、「1」（不適用）をセットする。

(12) 譲渡所得等課税区分

「0」（申告分離課税）をセットする。

3. 常任代理人等の記載

外国株券等実質株主が常任代理人等を設けているときは、「株主名」欄に外国株券等実質株主名をセットし、その後に1桁スペースをとり、例えば常任代理人名を（ジョウダイ〇〇〇〇〇〇〇）のようにセットする。この場合、「株主住所」欄及び「振込口座」欄には、当該常任代理人の住所及び銀行名等を

⁷ 「支払方法」欄が「0」で、かつ「税コード」欄が「4」の場合に口座管理機関支払いとなる。金銭の支払いを伴う権利確定日の場合、「税コード」欄に「4」がセットされ、かつ「支払方法」欄が「0」以外（スペースも含む。）の場合は、エラーとなることに留意する。

⁸ 配当等について、外国株券等口座管理機関が税法上の支払の取扱者となる場合、「税コード」欄は、「4」口座管理機関支払いを選択する。

⁹ 「居住区分」欄が「0」（居住者・内国法人）である場合に限る。

セットする。

ただし、配当金等の受取りについて、ゆうちょ銀行現金払いを希望する場合で、当該支払いの関係から、外国株券等実質株主名と常任代理人名等の双方を「株主名」欄に記載できない場合には、「株主住所」欄に、常任代理人名等を記載することができる。

4. 持株会の共通番号の報告に係る留意事項

(1) 法人番号の指定を受ける持株会の場合

持株会は、地方税（住民税）の課税対象であるものとして納税事務等を行う必要があることから、「業種コード」欄を「11」（個人）として報告することとしているが、法人番号の指定を受ける持株会に係る外国株券等実質株主報告において、「業種コード」欄の「11」（個人）と 13 桁の法人番号を組み合わせで報告する場合、ファイル伝送においてエラーとして処理される。当該エラーを回避するために、法人番号の指定を受ける持株会については、以下の手順により外国株券等実質株主報告を行うこととする。

- ①「業種コード」欄に「11」（個人）以外のコード（「88」（その他法人）等）をセットして外国株券等実質株主報告を行う。
- ②別途、ファイル伝送期間終了まで（権利確定日から起算して5営業日まで）に、Target 保振サイトで、外国株券等実質株主報告の訂正様式（別紙 10）を用いて、「業種コード」欄を「11」（個人）とする訂正を行う。

(2) 法人番号の指定を受けない持株会の場合

持株会が法人番号の指定を受けない場合、外国株券等実質株主報告において、「告知確認」欄の「1」（確認済）と「共通番号」欄を空白とする組み合わせで報告する場合、ファイル伝送においてエラーとして処理される。当該エラーを回避するために、法人番号の指定を受けない持株会については、以下の手順により外国株券等実質株主報告を行うこととする。

- ①「告知確認」欄に「0」（未確認）をセットして外国株券等実質株主報告を行う。
- ②別途、ファイル伝送期間終了まで（権利確定日から起算して5営業日まで）に、Target 保振サイトで、外国株券等実質株主報告の訂正様式（別紙 10）を用いて、「告知確認」欄を「1」（確認済）とする訂正を行う。

以上

外国株券等実質株主報告訂正様式

サンプル

対象銘柄名称:		基準日:	
---------	--	------	--

外国株券等 機構加入者名称	
口座管理機関コード (5桁)	

訂正前情報

銘柄コード (記載必須・4桁)	株主番号 (記載必須)			業 種	支 払 方 法	株数			税 コ ー ド	告 知 確 認	居 住 区 分	共通番号 (13桁の法人番号のみ)
	参加者コード (5桁)	支店コード (4桁)	顧客コード (6桁)			旧株数	新株数	合計株数				
0000	0											
株主名 (50桁以内)												
郵便番号		株主住所 (100桁以内)										
銀行コード (4桁)	銀行名 (15桁以内)		支店コード (3桁)	支店名 (15桁以内)		種目	口座番号 (7桁)	口座名義人名 (30桁以内)				

訂正後情報

銘柄コード (記載必須・4桁)	株主番号 (記載必須)			業 種	支 払 方 法	株数			税 コ ー ド	告 知 確 認	居 住 区 分	共通番号 (13桁の法人番号のみ)
	参加者コード (5桁)	支店コード (4桁)	顧客コード (6桁)			旧株数	新株数	合計株数				
0000	0											
株主名 (50桁以内)												
郵便番号		株主住所 (100桁以内)										
銀行コード (4桁)	銀行名 (15桁以内)		支店コード (3桁)	支店名 (15桁以内)		種目	口座番号 (7桁)	口座名義人名 (30桁以内)				

【記載上の留意事項】

- 外国株券等実質株主報告を委託している場合には、外国株券等機構加入者名称及び口座管理機関コードには、委託先のものを記載してください。
- 訂正前・訂正後情報のいずれも、銘柄コード欄及び株主番号欄については必ず記載し、その他の項目については、訂正を行う項目のみ記載してください。
- 共通番号欄には、個人番号は記載しないでください。
- 濁点(・)及び半濁点(゜)は一文字として数える必要があります。なお、本様式の桁数チェック設定は他の文字と分けて入力されていない濁点及び半濁点は一文字として認識しないことから、濁点及び半濁点が他の文字と分けて入力されない場合には、既定の桁数を超えてもエラーが表示されないことがありますのでご注意ください。

米国源泉徴収制度に係る外国株券等保管振替決済制度上の取扱いについて

1. 当機構における米国源泉徴収制度に係る取扱い

a. 当機構の QI (Qualified Intermediary=適格仲介人) 資格の取得

外国株券等保管振替決済制度における米国株券等の配当金等に係る米国源泉税につきましては、日米租税条約等の租税条約に基づく軽減税率(10%等)の適用を受けるためには米国源泉徴収制度の規定に基づき、配当金等の受領者に関する情報の提供等、一定の手続が必要となります。

当機構は米国株券等に係る同軽減税率(10%等)の適用を受けるために必要となる外国株券等機構加入者の事務手続の簡素化等を図るため、IRS (Internal Revenue Service=米国内国歳入庁)と QI 契約を締結し、QI 資格を取得しております。

なお、米国株券等に係る米国源泉徴収事務は、現地保管機関である DTC (The Depository Trust Company) が行っております。

b. 外国株券等機構加入者が NQI (Nonqualified Intermediary=非適格仲介人) の場合の取扱い

外国株券等保管振替決済制度上の事務手続を円滑かつ効率的に行うため、本件に関する事務手続は、外国株券等機構加入者が QI 資格を取得していることを前提としております。このため、外国株券等機構加入者が QI 資格を取得しない場合(外国株券等機構加入者が NQI である場合)、外国株券等保管振替決済制度上、当該外国株券等機構加入者の顧客である外国株券等実質株主の配当金等につきましては、2. b. ②に記載の米国人の場合を除き、一律、30%の米国源泉税率が適用されることとなります。

なお、当該実質株主の配当金等に課された米国源泉税(30%)と軽減税率(10%等)との差額につきましては、米国源泉徴収制度上は、外国株券等実質株主自らが IRS に対して還付請求を行うことが可能ですが、還付請求時に米国納税者番号が必要となるなど、実際には困難な場合があります。

2. 外国株券等機構加入者における米国源泉徴収制度に係る事務手続

a. 外国株券等機構加入者が QI の場合

① 外国株券等機構加入者(QI)に関する情報の提供

すべての外国株券等機構加入者は、様式 W-8 IMY²及び様式 W-8 BEN-E³を、当機構に御

¹ 外国株券等実質株主が自ら IRS に対して還付請求を行う場合には、源泉徴収された金額を証明するために、外国株券等実質株主宛に発行された様式 1042S が必要となります。当機構は、これまでの運用において、外国株券等機構加入者(NQI)の顧客である外国株券等実質株主に対する様式 1042S を発行しておりましたが、2017 年以降に発行する様式 1042S については、これに代えて外国株券等機構加入者(NQI)単位で様式 1042S を発行いたします。この場合、当該外国株券等機構加入者(NQI)が自らの各顧客に対して様式 1042S を発行する必要があることに御留意ください。

² W-8IMY の様式は IRS ウェブサイト (www.irs.gov) から入手可能です。様式 W-8IMY には、IRS が適格仲介人に対して割り当てた QI-EIN(適格仲介人番号)を御記入ください。なお、記載要領については IRS ウェブサイト (www.irs.gov) を御参照ください。

³ W8-BEN-E の様式は IRS ウェブサイト (www.irs.gov) から入手可能です。様式 W8-BEN-E には、QI-EIN(適格仲介人番号)は記入しないでください。QI-EIN 以外に、EIN(米国雇用者番号)を取得している場合には、EIN を御記入

提出ください。

なお、様式 W-8 IMY、W-8 BEN-E とともに、商号変更、住所変更など、記載内容に変更があった場合には、その都度再提出していただくことになります。また、様式 W-8 BEN-E につきましては、記載内容に変更がない場合であっても、3年ごとに再提出していただくことになります。（様式 W-8 BEN-E の再提出日程につきましては、その都度御通知いたします。）

②外国株券等実質株主に関する情報の提供

米国株券等の配当金等に係る権利確定日が設定された場合、当該株券等を有する外国株券等機構加入者は、権利確定日から起算して5営業日目（権利確定日+4営業日）までに、当該株券等に係る「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」（添付3参照）をTarget保振サイト⁴を通じて当機構に御提出ください。この際、「実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主（外国株券等機構加入者以外の証券会社等（以下「非外国株券等機構加入者」という。）の顧客を含む。以下同じ。）が最終投資家で、「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」（【表1】参照）の「種別1」及び「種別1-B」（後述参照）以外に該当する場合においては、「米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）」（添付4参照）を、外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合（保管銀行、証券会社等の仲介人又は投資信託）においては、「米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（B様式）」（添付5参照）を「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」と同様、Target保振サイトを通じて当機構に御提出ください。なお、記載例や記載にあたっての注意事項につきましては、添付6～14を御参照ください。

また、外国株券等実質株主が米国人⁵である場合（外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合には、当該外国株券等実質株主の顧客が米国人であるときを含む。以下同じ。）には、添付1「外国株券等実質株主が米国人である場合の取扱いについて（QI版）」を御参照ください。

（7）「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」の分類方法

【表1】「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」に基づき、外国株券等実質株主の種別を外国株券等機構加入者が分類した後、当該内容を「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」に御記載のうえ（外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合には、最終投資家単位で記載が必要）当機構に御提出ください。

ください。なお、記載要領については IRS ウェブサイト (www.irs.gov) を御参照ください。

⁴ Target 保振サイト内の、「書類を提出する」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/米国現地源泉税」より御提出ください。

⁵ 米国人とは、米国市民、米国永住権保持者（グリーンカードホルダー）、米国居住者（一般に183日以上、米国に滞在する者。前2年に米国に滞在していた者は、前年の日数の1/3に相当する日数と前々年の日数の1/6に相当する日数も考慮される）、米国で組成されたパートナーシップ、米国で設立された法人、米国財団・米国信託（詳細定義省略）、米国政府（省庁や諸機関を含む）、米国諸州、コロンビア特別区（諸機関を含む）を指します。

【表1】 米国株券等に係る源泉税率種別一覧表⁶

種別	源泉税率	QI/NQI	対象となる外国株券等実質株主 (外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合には最終投資家が対象)
1	10%	QI	日米租税条約における軽減税率（10%）適用対象者のうち、QI が有効な本人確認書類を入手している外国株券等実質株主（例えば日本に居住する日本人、日本法人）
1-B	10%	QI・NQI	日米租税条約における軽減税率（10%）の適用対象者である外国株券等機構加入者の自己分（日本法人である外国株券等機構加入者の自己分）
1-C	※%	QI・NQI	種別 1 - B に該当しない外国株券等機構加入者の自己分（日本法人以外の外国株券等機構加入者の自己分）
2	30%	QI・NQI	以下のいずれかに該当する外国株券等実質株主 ① 米国との租税条約における軽減税率適用対象者のうち、QI が有効な本人確認書類を入手していない外国株券等実質株主（QI のみ対象） ② 米国との租税条約の適用がない外国株券等実質株主（QI のみ対象） ③ NQI である外国株券等機構加入者の外国株券等実質株主（ただし、種別 3、3 - B②、3 - C、4、10 及び 11 に該当する場合を除く）（NQI のみ対象）
3	0%	QI・NQI	様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けていない QI 又は NQI が有効な本人確認書類を入手している米国人のうち、様式 8966 報告の対象となる米国人
3-B	0%	QI・NQI	以下のいずれかに該当する外国株券等実質株主 ① 様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けている QI の顧客である米国人（QI のみ対象） ② 様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けていない QI 又は NQI が有効な本人確認書類を入手している米国人のうち、様式 8966 報告の免除米国人 ⁷
3-C	0%	QI・NQI	様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けていない QI 又は NQI である外国株券等機構加入者が登録みなし遵守外国金融機関 ⁸ に該当する場合で、当該外国株券等機構加入者の顧客である外国株券等実質株主のうち、以下の二つの条件を満たす者 ① 米国免責受取人 ⁹ に該当しない米国人（例えば米国市民）のうち、日本に居住する者 ② 外国株券等機構加入者が①に係る有効な本人確認書類を入手している場合
4	24%	QI・NQI	米国人のうち、有効な本人確認書類がない米国人（ただし、種別 3 - B①に

⁶ 本種別は、QI 又は NQI が FATCA に係る日米当局声明で定義される “Reporting Japanese Financial Institution”（報告日本国内金融機関）又は “Non-Reporting Japanese Financial Institution”（不報告日本国内金融機関）であることを前提としています。

⁷ 米国財務省規則 1.1473-1(c)で定義される特定米国人から除外される者のこと。

⁸ FATCA に係る日米当局声明において米国内国歳入法 1471 条の適用上、登録みなし遵守外国金融機関（“registered deemed-compliant FFI”）として取り扱われるとされている不報告日本国内金融機関（Non-Reporting Japanese Financial Institution）のこと。

⁹ 米国財務省規則 1.6049-4（c）（ii）で定義される Exempt Recipient のこと。

種別	源泉税率	QI/NQI	対象となる外国株券等実質株主 (外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合には最終投資家が対象)
			該当する場合を除く)
5	0%	QI	源泉徴収の第一義的責任を引き受けている QI の米国人以外の顧客
5-B	0%	QI	源泉徴収免除であると QI が通知する米国人以外の顧客
6	10%	QI	米国との租税条約における軽減税率(10%)適用対象者のうち、QI が有効な本人確認書類を入手している外国株券等実質株主(中国、ロシア等)
7	15%	QI	米国との租税条約における軽減税率(15%)適用対象者のうち、QI が有効な本人確認書類を入手している外国株券等実質株主(イギリス、ドイツ、カナダ等)
8	20%	QI	米国との租税条約における軽減税率(20%)適用対象者のうち、QI が有効な本人確認書類を入手している外国株券等実質株主(チュニジア、トルコ)
9	25%	QI	米国との租税条約における軽減税率(25%)適用対象者のうち、QI が有効な本人確認書類を入手している外国株券等実質株主(インド、フィリピン等)
10	30%	QI・NQI	不参加金融機関 ¹⁰ である外国株券等実質株主
11	30%	QI・NQI	非協力口座保有者 ¹¹ (日本国内金融機関 ¹² の口座保有者を除く)である外国株券等実質株主

「QI」 : QIである外国株券等機構加入者が御選択いただける種別

「NQI」 : NQIである外国株券等機構加入者が御選択いただける種別

「QI・NQI」 : QI・NQIである外国株券等機構加入者のいずれもが御選択いただける種別

(※) 米国との租税条約における軽減税率の適用がある場合には、当該税率(10%を含む)、米国との租税条約における軽減税率の適用がない場合には、30%となります。

¹⁰ FATCA に係る日米当局声明で定義される “ Nonparticipating Financial Institution ” のこと。

¹¹ 米国内国歳入法 1471 条 (d) (6) で定義される “ recalcitrant account holder ” のこと。

¹² FATCA に係る日米当局声明で定義される “ Japanese Financial Institution ” のこと。

(イ) 外国株券等機構加入者の自己分の取扱い

外国株券等実質株主が外国株券等機構加入者（自己分）の場合、当機構に様式 W-8 BEN-E を御提出いただいたうえで、「種別 1-B」又は「種別 1-C」に分類してください。

(ウ) 非外国株券等機構加入者分の取扱い

外国株券等機構加入者が保有する米国株券等のうち、非外国株券等機構加入者から委託を受けたものがある場合には、当該非外国株券等機構加入者の顧客である外国株券等実質株主の源泉税率を【表1】「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」のいずれかの種別に分類してください。

なお、非外国株券等機構加入者の顧客が米国人の場合には、添付 1 「外国株券等実質株主が米国人である場合の取扱いについて (QI 版)」の取扱いに準じて必要な情報等を当該非外国株券等機構加入者から入手のうえ、当機構に必要書類を御提出ください。

b. 外国株券等機構加入者が NQI の場合

① 外国株券等機構加入者 (NQI) に関する情報の提供

すべての外国株券等機構加入者は、様式 W-8 IMY 及び様式 W-8 BEN-E を、当機構に御提出ください。

なお、様式 W-8 IMY、W-8 BEN-E とともに、商号変更、住所変更など、記載内容に変更があった場合には、その都度再提出していただくことになります。また、様式 W-8 BEN-E につきましては、記載内容に変更がない場合であっても、3 年ごとに再提出していただくことになります。(様式 W-8 BEN-E の再提出日程につきましては、その都度御通知いたします。)

また、外国株券等機構加入者の自己分につきましては、様式 W-8 BEN-E を当機構に御提出いただいたうえで、「種別 1-B」又は「種別 1-C」に分類してください。

② 外国株券等実質株主に関する情報の提供

米国株券等の配当金等に係る権利確定日が設定された場合、当該株券等を有する外国株券等機構加入者は、権利確定日から起算して 5 営業日目（権利確定日 + 4 営業日）までに、当該株券等に係る「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」（添付 3 参照）を当機構に Target 保振サイトを通じて御提出ください。この場合、「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」（【表1】参照）の「種別 1-B」以外に該当する場合については、外国株券等実質株主が最終投資家であれば「米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報 (A 様式)」（添付 4 参照）を、外国株券等実質株主が最終投資家以外であれば「米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報 (B 様式)」（添付 5 参照）を、「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」と同様、Target 保振サイトを通じて当機構に御提出ください（当該実質株主の源泉税率種別については、当該株券等が外国株券等機構加入者の自己分である場合及び以下の米国人の場合を除き、「種別 2」を選択し、源泉税率は 30% と御記載ください。）。なお、記載例や記載にあたっての注意事項につきましては、添付 6～14 を御参照ください。

また、外国株券等実質株主が米国人の場合には、添付 2 「外国株券等実質株主が米国人である場合の取扱いについて (NQI 版)」を御参照ください。

(7) 「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」の分類方法

【表1】「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」の中から、NQIである外国株券等機構加入者が選択可能な種別に分類し、該当の種別の欄に株式数等を御記載ください。

(イ) 外国株券等機構加入者の自己分の取扱い

「2.a.外国株券等機構加入者がQIの場合」と同様になります。

(ロ) 非外国株券等機構加入者分の取扱い

外国株券等機構加入者が保有する米国株券等のうち、非外国株券等機構加入者から委託を受けて取得した米国株券等があり、当該非外国株券等機構加入者の顧客である外国株券等実質株主が米国人以外の場合には、【表1】「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」の「種別2」に分類してください。

なお、NQIの外国株券等機構加入者に委託している非外国株券等機構加入者がQI資格を取得している場合であっても、当該非外国株券等機構加入者の外国株券等実質株主に係る配当金等につきましては、軽減税率（10%等）は適用されず、以下に記載の米国人の場合の取扱いを除き、一律、30%の米国源泉税が適用されます。

また、当該非外国株券等機構加入者の顧客が米国人の場合には、添付2「外国株券等実質株主が米国人である場合の取扱いについて（NQI版）」の取扱いに準じて必要な情報等を当該非外国株券等機構加入者から入手のうえ、当機構に必要書類を御提出ください。

3. その他

米国源泉徴収制度において、外国株券等機構加入者から当機構に御提出いただく内容に関しての責任は、当該外国株券等機構加入者が一切を負うこととなります。また、申告税率に誤り等があった場合には、当該誤り等に関する金銭は、当該外国株券等機構加入者に御負担いただきます。

なお、本制度においてNQIの外国株券等機構加入者の顧客である外国株券等実質株主が日米租税条約等の租税条約上の軽減税率（10%等）以外の税率で源泉徴収されることとなる場合には、外国株券等機構加入者は、書面の交付等により、その理由を十分説明することとし、また、万一、顧客等との間において紛議が生じた場合には、当該外国株券等機構加入者の責任において解決していただきますようお願い申し上げます。

【表 2】米国株券等に係る源泉税率種別毎の提出様式

(1) 外国株券等機構加入者が QI の場合

米国株券等に係る源泉税率区分情報とあわせて、選択した源泉税率種別等に応じて以下の様式をご提出ください。

○：要提出 ×：提出不要 △：原則として提出

種別 (源泉税率)	提出様式		
	A 様式（株主が最終投資家の場合）	B 様式（株主が最終投資家以外の場合）	W-9
1 (10%)	×	○	×
1-B (10%)	×	×	×
1-C (※%)	○	×	×
2 (30%)	○	○	×
3 (0%)	○	○	×
3-B (0%)	○	○	×
3-C (0%)	○	○	○
4 (24%)	○	○	△
5 (0%)	○	○	×
5-B(0%)	○	○	×
6 (10%)	○	○	×
7 (15%)	○	○	×
8 (20%)	○	○	×
9 (25%)	○	○	×
10 (30%)	○	○	×
11 (30%)	○	○	×

(※) 米国との租税条約における軽減税率の適用がある場合には、当該税率（10%を含む）、米国との租税条約における軽減税率の適用がない場合には 30%となります。

(2) 外国株券等機構加入者が NQI の場合

米国株券等に係る源泉税率区分情報とあわせて、選択した源泉税率種別等に応じて以下の様式をご提出ください。

○：要提出 ×：提出不要 △：原則として提出

種別 (源泉税率)	提出様式		
	A 様式（株主が最終投資家の場合）	B 様式（株主が最終投資家以外の場合）	W-9
1-B (10%)	×	×	×
1-C (※%)	○	×	×
2 (30%)	○	○	×
3 (0%)	○	○	×
3-B (0%)	○	○	×
3-C (0%)	○	○	○
4 (24%)	○	○	△
10 (30%)	○	○	×
11 (30%)	○	○	×

(※) 米国との租税条約における軽減税率の適用がある場合には、当該税率（10%を含む）、米国との租税条約における軽減税率の適用がない場合には 30%となります

外国株券等実質株主が米国人である場合の取扱いについて (QI 版)

外国株券等機構加入者が QI (Qualified Intermediary=適格仲介人) の場合の外国株券等保管振替決済制度における米国源泉徴収制度に係る取扱いのうち、外国株券等実質株主が米国人¹であるとき(外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合には、当該外国株券等実質株主の顧客が米国人である場合を含む。以下同じ。)の取扱いを下記のとおりとします。

記

1. 対象種別

外国株券等実質株主が米国人である場合には、以下の種別 3、3-B、3-C、4 から該当するものを選択のうえ、2. に記載の書類を御提出ください。

(1) 種別 3：源泉税率 0%

様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けていない QI が有効な本人確認書類を入手している米国人のうち、様式 8966 による IRS への報告対象となる米国人

(2) 種別 3-B①：源泉税率 0%

様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けている QI の顧客である米国人

(3) 種別 3-B②：源泉税率 0%

様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けていない QI が有効な本人確認書類を入手している米国人のうち、8966 報告の免除米国人²

(4) 種別 3-C：源泉税率 0%

登録みなし遵守外国金融機関³である外国株券等機構加入者が様式 1099 報告及びバックアップ源泉徴収の第一義的責任を引き受けていない QI に該当する場合で、当該外国株

¹米国人とは、米国市民、米国永住権保持者（グリーンカードホルダー）、米国居住者（一般に 183 日以上、米国に滞在する者。前 2 年に米国に滞在していた者は、前年の日数の 1/3 に相当する日数と前々年の日数の 1/6 に相当する日数も考慮される）、米国で組成されたパートナーシップ、米国で設立された法人、米国財団・米国信託（詳細定義省略）、米国政府（省庁や諸機関を含む）、米国諸州、コロンビア特別区（諸機関を含む）を指す。

² 米国財務省規則 1.1473-1(c)で定義される特定米国人から除外される者のこと。

³ FATCA に係る日米当局声明において米国内国歳入法 1471 条の適用上、登録みなし遵守外国金融機関（“registered deemed-compliant FFI”）として取り扱われるとされている不報告日本国内金融機関（Non-Reporting Japanese Financial Institution）のこと。

券等機構加入者の顧客である外国株券等実質株主のうち、以下のすべての条件を満たす者

- ① 米国免責受取人⁴に該当しない米国人（例えば米国市民）のうち、日本に居住する者
- ② 外国株券等機構加入者が①に係る有効な本人確認書類を入手している場合

（５）種別４：源泉税率 24%

米国人のうち、有効な本人確認書類がない米国人（ただし、種別３-B①に該当する場合を除く）

２．提出書類（提出書類は、すべて Target 保振サイトを通じて御提出ください⁵。）

（１）様式W-9⁶の提出

種別３-Cに該当する場合には、当社に対して様式W-9を御提出ください（種別４に該当する場合、様式W-9は原則として提出が必要です。）。なお、様式W-9の提出につきましては、同一の米国人については、一度御提出いただければ、記載事項に変更がない限り、権利確定日の都度御提出いただく必要はありません。様式W-9を御提出いただく場合の提出期限は、原則として権利確定日から起算して５営業日目（権利確定日+４営業日）までとなります。

（２）A様式、B様式の記載内容

A様式及びB様式に御記載いただく内容は以下のとおりとします。なお、A様式、B様式共に、提出期限は、権利確定日から起算して５営業日目（権利確定日+４営業日）までとなります（添付６～14の記載例及び記載上の注意事項を併せて御参照ください。）。

a. A様式

種別３又は３-Bに該当する場合には、外国株券等実質株主番号、数量を御記載ください。

種別３-Cに該当する場合には、外国株券等実質株主番号、外国株券等実質株主名（英字）、数量、住所（英字）、TIN（米国納税者番号）に加えて、「W-9」の「新規提出・提出済」の別（「未提出」の選択は不可）をプルダウンによりお選びください。

種別４に該当する場合には、外国株券等実質株主番号、外国株券等実質株主名（英字）、数量、住所（英字）を御記載いただき、また、TIN を分かる範囲で御記載のうえ、

⁴ 米国財務省規則 1.6049-4（c）（ii）で定義される Exempt Recipient のこと。

⁵ Target 保振サイトの「書類を提出する」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/米国現地源泉税」より御提出ください。

⁶ W-9の様式は IRS ウェブサイト（www.irs.gov）から入手可能です。記載要領については IRS のウェブサイトをご参照ください。

「W-9」は、「新規提出、提出済、未提出」のいずれかをプルダウンによりお選びください。

b. B様式

種別 3 又は 3 - B に該当する場合には、「W-9」以降の記載は不要です。

種別 3 - C に該当する場合には、数量に加えて、「W-9」の「新規提出・提出済」の別（「未提出」の選択は不可）をプルダウンによりお選びいただくと共に、米国人名(英字)、住所(英字)、TIN を御記載ください。

種別 4 に該当する場合には、数量に加えて、米国人名(英字)、住所(英字)を御記載いただき、また、TIN を分かる範囲で御記載のうえ、「W-9」は、「新規提出・提出済・未提出」のいずれかをプルダウンによりお選びください。

以上

外国株券等実質株主が米国人である場合の取扱いについて（NQI 版）

外国株券等機構加入者が NQI（Nonqualified Intermediary=非適格仲介人）の場合の外国株券等保管振替決済制度における米国源泉徴収制度に係る取扱いのうち、外国株券等実質株主が米国人¹であるとき（外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合には、当該外国株券等実質株主の顧客が米国人である場合を含む。以下同じ。）の取扱いを下記のとおりとします。

記

1. 対象種別

外国株券等実質株主が米国人である場合には、以下の種別 3、種別 3-B、種別 3-C 又は種別 4 から該当するものを選択のうえ、2. に記載の提出書類を御提出ください。

（1）種別 3

NQI が有効な本人確認書類を入手している米国人のうち、様式 8966 による IRS への報告対象となる米国人

（2）種別 3-B

NQI が有効な本人確認書類を入手している 8966 報告の免除米国法人²

（3）種別 3-C

NQI が有効な本人確認書類を入手している米国人のうち、登録みなし遵守外国金融機関³の顧客であり、米国免責受取人⁴に該当しない米国人（例えば米国市民）であって日本に居住する者

（4）種別 4：源泉税率 24%

米国人のうち、有効な本人確認書類がない米国人

¹米国人とは、米国市民、米国永住権保持者（グリーンカードホルダー）、米国居住者（一般に 183 日以上、米国に滞在する者。前 2 年に米国に滞在していた者は、前年の日数の 1 / 3 に相当する日数と前々年の日数の 1 / 6 に相当する日数も考慮される）、米国で組成されたパートナーシップ、米国で設立された法人、米国財団・米国信託（詳細定義省略）、米国政府（省庁や諸機関を含む）、米国諸州、コロンビア特別区（諸機関を含む）を指す。

² 米国財務省規則 1.1473-1(c)で定義される特定米国人から除外される者のこと。

³ FATCA に係る日米当局声明において米国内国歳入法 1471 条の適用上、登録みなし遵守外国金融機関（“ registered deemed-compliant FFI ”）として取り扱われるとされている不報告日本国内金融機関（Non-Reporting Japanese Financial Institution）のこと。

⁴ 米国財務省規則 1.6049-4（c）（ii）で定義される Exempt Recipient のこと。

2. 提出書類（提出書類は、すべて Target 保振サイトを通じて御提出ください⁵。）

（1）様式W-9⁶の提出

種別3-Cに該当する場合には、当社に対して様式W-9を御提出ください（種別4に該当する場合、様式W-9は原則として提出が必要です。）。なお、様式W-9の提出につきましては、同一の米国人については、一度御提出いただければ、記載事項に変更がない限り、権利確定日の都度御提出いただく必要はありません。様式W-9を御提出いただく場合の提出期限は、原則として権利確定日から起算して5営業日目（権利確定日+4営業日）までとなります。

（2）A様式、B様式の記載内容

A様式及びB様式に御記載いただく内容は以下のとおりとします。なお、A様式、B様式共に、提出期限は、権利確定日から起算して5営業日目（権利確定日+4営業日）までとなります（添付6～14の記載例及び記載上の注意事項を併せて御参照ください）。

a. A様式

種別3又は3-B種別に該当する場合には、外国株券等実質株主番号及び数量を御記載ください。

種別3-Cに該当する場合には、外国株券等実質株主番号、外国株券等実質株主名（英字）、数量、住所（英字）、TIN（米国納税者番号）を記載のうえ、「W-9」の「新規提出・提出済」の別（「未提出」の選択は不可）をプルダウンによりお選びください。

種別4に該当する場合には、外国株券等実質株主番号、外国株券等実質株主名（英字）、数量、住所（英字）を御記載いただき、また、TINを分かる範囲で御記載のうえ、「W-9」の「新規提出・提出済・未提出」の別をプルダウンによりお選びください。

b. B様式

種別3又は3-Bに該当する場合には、「W-9」以降の記載は不要です。

種別3-Cに該当する場合には、数量に加えて、「W-9」の「新規提出・提出済」の別（「未提出」の選択は不可）をプルダウンによりお選びいただくと共に、米国人名（英字）、住所（英字）、TINを御記載ください。

種別4に該当する場合には、数量に加えて、米国人名（英字）、住所（英字）を御記載いただき、また、TINを分かる範囲で御記載のうえ、「W-9」の「新規提出・提出済・未提出」の別をプルダウンによりお選びください。

以上

⁵ Target 保振サイトの「書類を提出する」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/米国現地源泉税」より御提出ください。

⁶ W-9の様式は IRS ウェブサイト (www.irs.gov) から入手可能です。記載要領については IRS のウェブサイトを御参照ください。

米国株券等に係る源泉税率別区分情報

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名
（西暦） 年 月 日	0000	

種別	源泉税率	QI/NQI	自己分/ 顧客分	数量	添付資料	
					最終投資家	最終投資家以外
1	10 %	QI	顧客分		—	「米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報」(B様式)
1-B	10 %	QI・NQI	自己分		—	—
1-C	※ %	QI・NQI	自己分			—
2	30 %	QI・NQI	顧客分		「米国株券等に係る外国株券等 実質株主の種別情報」 (A様式)	「米国株券等に係る外国株券等 実質株主の種別情報」 (B様式)
3	0 %	QI・NQI	顧客分			
3-B	0 %	QI・NQI	顧客分			
3-C	0 %	QI・NQI	顧客分			
4	24 %	QI・NQI	顧客分			
5	0 %	QI	顧客分			
5-B	0 %	QI	顧客分			
6	10 %	QI	顧客分			
7	15 %	QI	顧客分			
8	20 %	QI	顧客分			
9	25 %	QI	顧客分			
10	30 %	QI・NQI	顧客分			
11	30 %	QI・NQI	顧客分			
総合計				0		

●当該様式は、米国株券等を有するすべての外国株券等機構加入者（QI及びNQI）が記載する。

●区分情報の分類方法については、「米国株券等に係る源泉税率種別一覧表」を参照。

※：日米租税条約の適用対象とならない外国株券等機構加入者の自己分の場合で、米国との租税条約における軽減税率の適用がある場合には当該税率（10%含む）を、米国との租税条約における軽減税率の適用が無い場合には30%と記入

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）
－外国株券等実質株主が最終投資家の場合－

別紙11
添付4

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

種別	源泉税率	「税率種別1及び1-B」以外の株主					
		外国株券等実質株主番号(15桁)	外国株券等実質株主名 (英字)	数量	住所（英字）※郵便番号も記入して下さい	TIN	W-9
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						

(注1) 当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家で、当該外国株券等実質株主が「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」の「種別1」及び「種別1-B」以外に該当する場合に記載する。

(注2) 「種別1-C、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量を記載する。

(注3) 「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、TIN欄にNQiと記載する。

(注4) 「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、TIN（米国納税者番号）、W-9（新規提出・提出済の別）を記載する。

(注5) 「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分ける範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（B様式）
－外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合－

別紙11
添付5

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード（5桁）	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

株主番号（15桁）

種別	源泉税率	数量	W-9	米国人名（英字）	住所（英字） ※郵便番号も記載してください	TIN
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
総合計（数量）		0				

(注1) 当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合（保管銀行、証券会社等の仲介者又は投資信託）に記載する。

(注2) 「種別1、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、W-9欄以降の記載は不要。

(注3) 「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、TIN欄にNQIと記載する。

(注4) 「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出・提出済の別)、米国人名（英字）、住所（英字）及びTIN（米国納税者番号）を記載する。

(注5) 「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出、提出済、未提出の別)、米国人名（英字）及び住所（英字）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

【記載上の注意】（全様式共通）

1. コンピュータにて処理しますので、様式の書式等に変更を加えないでください。
2. 英数字及び記号は、必ず半角で入力してください。
3. 様式を作成する際には、サポート期間の切れた Office 製品（Excel）を使用しての作成はお控えください。
4. 提出日、外国株券等口座管理機関コード、外国株券等機構加入者名、権利確定日、銘柄コード、銘柄名は必ず入力してください。

種別ごとの記載例は、添付 7～14 を御参照ください。

●米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）

- ・ QI 種別 1－C～3－B、5～11 の場合…添付 7
- ・ QI 種別 3－C・4 の場合 …添付 8
- ・ NQI 種別 1－C～3－B、10・11 の場合 …添付 9
- ・ NQI 種別 3－C・4 の場合 …添付 10

●米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（B様式）

- ・ QI 種別 1、2～3－B、5～11 の場合 …添付 11
- ・ QI 種別 3－C・4 の場合 …添付 12
- ・ NQI 種別 2～3－B、10・11 の場合 …添付 13
- ・ NQI 種別 3－C・4 の場合 …添付 14

QI 種別1-C～3-B、5～11

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）

－外国株券等実質株主が最終投資家の場合－

別紙11
添付7

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード（5桁）	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

種別	源泉税率	「税率種別1及び1-B」以外の株主					
		外国株券等実質株主番号（15桁）	外国株券等実質株主名（英字）	数量	住所（英字）※郵便番号も記入して下さい	TIN	W-9
1-C	※ %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要		
2	30 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
3	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
3-B	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
5	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
5-B	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
6	10 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
7	15 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
8	20 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
9	25 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
10	30 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			
11	30 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		100			

※印には、該当する源泉税率を記載してください。

（注1）当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家で、当該外国株券等実質株主が「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」の「種別1」及び「種別1-B」以外に該当する場合に記載する。

（注2）「種別」・英数字、記号は半角で記載してください。

（注3）「種別」・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。

（注4）「種別」・住所（英字）※郵便番号も記入して下さい、TIN（米国納税者番号）を分

（注5）「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

QI 種別3-C、4

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）
－外国株券等実質株主が最終投資家の場合－

別紙11
添付8

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

種別	源泉税率	「税率種別1及び1-B」以外の株主					
		外国株券等実質株主番号(15桁)	外国株券等実質株主名 (英字)	数量	住所（英字）※郵便番号も記入して下さい	TIN	W-9
3-C	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ABC Smith	100	英字で住所を記載	TINを記載	提出済
4	24 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XYZ Corporation	100	英字で住所を記載	分かる範囲で記載	新規提出
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						
	%						

・英数字、記号は全て半角で記載してください。
・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。
・種別3-Cを選択した場合には、1行目の記載例のように種別・源泉税率・外国株券等実質株主番号・数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）・住所（英字）・TIN（米国納税者番号）・W-9（新規提出・提出済の別（未提出は選択不可））を記載してください。
・種別4を選択した場合には、2行目の記載例のように種別・源泉税率・外国株券等実質株主番号・数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）・住所（英字）・W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載すると共にTIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載して下さい。

（注1）当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家で、当該外国株券等実質株主が「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」の「種別1」及び「種別1-B」以外に該当する場合に記載する。

（注2）「種別1-C、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量を記載する。

（注3）「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、TIN欄にNQIと記載する。

（注4）「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、TIN（米国納税者番号）、W-9（新規提出・提出済の別）を記載する。

（注5）「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

NQI 種別1-C～3-B、10・11

外国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）

－外国株券等実質株主が最終投資家の場合－

別紙11
添付9

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

種別	源泉税率	「税率種別1及び1-B」以外の株主				
		外国株券等実質株主名 (英字)	数量	住所（英字）※郵便番号も記入して下さい	TIN	W-9
1-C	※ %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要	記載不要
2	30 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要	NQI 記載不要
3	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要	記載不要
3-B	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要	記載不要
10	30 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要	記載不要
11	30 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	記載不要	100	記載不要	記載不要
	%					
		・英数字、記号は全て半角で記載してください。 ・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。 ・種別2を選択した場合には、2行目の記載例のように種別・源泉税率・外国株券等実質株主番号・数量に加えて、TIN欄に「NQI」と記載してください。				

（注1）当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家で、当該外国株券等実質株主が「外国株券等に係る源泉税率別区分情報」の「種別1」及び「種別1-B」以外に該当する場合に記載する。

（注2）「種別1-C、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量を記載する。

（注3）「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、TIN欄にNQIと記載する。

（注4）「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、TIN（米国納税者番号）、W-9（新規提出・提出済の別）を記載する。

（注5）「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

NQI 種別3-C・4

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（A様式）

－外国株券等実質株主が最終投資家の場合－

別紙11
添付10

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

種別	源泉税率	「税率種別1及び1-B」以外の株主					
		外国株券等実質株主番号(15桁)	外国株券等実質株主名 (英字)	数量	住所（英字）※郵便番号も記入して下さい	TIN	W-9
3-C	0 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	ABC Smith	100	英字で住所を記載	TINを記載	新規提出
4	24 %	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XYZ Corporation	100	英字で住所を記載	分かる範囲で記載	新規提出
	%						
・英数字、記号は全て半角で記載してください。 ・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。 ・種別3-Cを選択した場合には、1行目の記載例のように種別・源泉税率・外国株券等実質株主番号・数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）・住所（英字）・TIN（米国納税者番号）・W-9（新規提出・提出済の別（未提出は選択不可））を記載してください。 ・種別4を選択した場合には、2行目の記載例のように種別・源泉税率・外国株券等実質株主番号・数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）・住所（英字）・W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載すると共にTIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載して下さい。							
	%						

（注1）当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家で、当該外国株券等実質株主が「米国株券等に係る源泉税率別区分情報」の「種別1」及び「種別1-B」以外に該当する場合に記載する。

（注2）「種別1-C、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量を記載する。

（注3）「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、TIN欄にNQIと記載する。

（注4）「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、TIN（米国納税者番号）、W-9（新規提出・提出済の別）を記載する。

（注5）「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、外国株券等実質株主番号、数量に加えて、外国株券等実質株主名（英字）、住所（英字）、W-9（新規提出・提出済・未提出の別）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

QI 種別1、2～3-B、5～11

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（B様式）

－外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合－

別紙11
添付11

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名	委託元
（西暦） 年 月 日	0000		

株主番号（15桁）
XXXXXXXXXXXXXXXXX

・英数字、記号は全て半角で記載してください。
・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。

種別	源泉税率	数量	W-9	米国人名（英字）	住所（英字） ※郵便番号も記載してください	TIN
1	10 %	1,000				
2	30 %	1,000				
3	0 %	1,000				
3-B	0 %	1,000				
5	0 %	1,000				
5-B	0 %	1,000				
6	10 %	1,000				
7	15 %	1,000				
8	20 %	1,000				
9	25 %	1,000				
10	30 %	1,000				
11	30 %	1,000				
総合計（数量）		9,000				

記載不要

（注1）当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合（保管銀行、証券会社等の仲介者又は投資信託）に記載する。

（注2）「種別1、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、W-9欄以降の記載は不要。

（注3）「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、TIN欄にNQIと記載する。

（注4）「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9（新規提出・提出済の別）、米国人名（英字）、住所（英字）及びTIN（米国納税者番号）を記載する。

（注5）「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9（新規提出・提出済、未提出の別）、米国人名（英字）及び住所（英字）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

Q1 種別3-C-4

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報 (B様式)

ー外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合ー

別紙11
添付12

提出日 (西暦) 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード (5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード (5桁)	銘柄名
(西暦) 年 月 日	0000	

委託元

株主番号 (15桁)
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

種別	源泉税率	数量	W-9	米国人名 (英字)	住所 (英字) ※郵便番号も記載してください	TIN
3-C	0 %	1,000	新規提出	ABC Smith	英字で当該米国人の住所を記載	TINを記載
4	24 %	1,000	未提出	XYZ Corporation	同上	分かる範囲で記載
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
	%					
総合計 (数量)		2,000				

・英数字、記号は全て半角で記載してください。
・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。
・種別3-Cを選択した場合には、種別・源泉税率・数量に加えて、W-9(新規提出・提出済の別(未提出は選択不可))・米国人名(英字)・住所(英字)・TIN(米国納税者番号)を記載して下さい。
・種別4を選択した場合には、種別・源泉税率・数量に加えて、W-9(新規提出・提出済・未提出の別)・米国人名(英字)・住所(英字)を記載すると共にTIN(米国納税者番号)を分かる範囲で記載して下さい。

- (注1) 当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合(保管銀行、証券会社等の仲介者又は投資信託)に記載する。
- (注2) 「種別1、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、W-9欄以降の記載は不要。
- (注3) 「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、TIN欄にNQIと記載する。
- (注4) 「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出・提出済の別)、米国人名(英字)、住所(英字)及びTIN(米国納税者番号)を記載する。
- (注5) 「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出・提出済・未提出の別)、米国人名(英字)及び住所(英字)を記載し、また、TIN(米国納税者番号)を分かる範囲で記載する。
- ・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。
- ・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

NQI 種別2～3-B、10・11

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（B様式）
－外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合－

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名
（西暦） 年 月 日	0000	

委託元

株主番号（15桁）
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

種別	源泉税率	数量	W-9	米国人名（英字）	住所（英字） ※郵便番号も記載してください	TIN
2	30 %	1,000				NQI
3	0 %	1,000				記載不要
3-B	0 %	1,000				記載不要
10	30 %	1,000				記載不要
11	30 %	1,000				記載不要
	%					
・英数字、記号は全て半角で記載してください。 ・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。 ・種別2を選択した場合には、1行目の記載例のように種別・源泉税率・数量に加え、TIN欄に「NQI」と記載してください。						
総合計（数量）		5,000				

(注1) 当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合（保管銀行、証券会社等の仲介者又は投資信託）に記載する。

(注2) 「種別1、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、W-9欄以降の記載は不要。

(注3) 「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、TIN欄にNQIと記載する。

(注4) 「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出・提出済の別)、米国人名（英字）、住所（英字）及びTIN（米国納税者番号）を記載する。

(注5) 「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出、提出済、未提出の別)、米国人名（英字）及び住所（英字）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

NQI 種別3-C・4

米国株券等に係る外国株券等実質株主の種別情報（B様式）

－外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合－

別紙11
添付14

提出日（西暦） 年 月 日

外国株券等口座管理機関コード(5桁)	外国株券等機構加入者名

権利確定日	銘柄コード（5桁）	銘柄名
（西暦） 年 月 日	0000	

委託元

株主番号（15桁）
XXXXXXXXXXXXXXX

種別	源泉税率	数量	W-9	米国人名（英字）	住所（英字） ※郵便番号も記載してください	TIN
3-C	0 %	1,000	新規提出	ABC Smith	当該米国人の住所を英字で記載	TINを記載
4	24 %	1,000	新規提出	XYZ Corporation	同上	分かる範囲で記載
	%					
・英数字、記号は全て半角で記載してください。 ・外国株券等実質株主番号は、ハイフン、スペース等を入れずに数字のみで記載してください。 ・種別3-Cを選択した場合には、1行目の記載例のように種別・源泉税率・数量に加えて、W-9(新規提出・提出済の別(未提出は選択不可))・米国人名(英字)・住所(英字)・TIN(米国納税者番号)を記載して下さい。 ・種別4を選択した場合には、2行目の記載例のように種別・源泉税率・数量に加えて、W-9(新規提出・提出済・未提出の別)・米国人名(英字)・住所(英字)を記載すると共にTIN(米国納税者番号)を分かる範囲で記載して下さい。						
	%					
総合計（数量）		2,000				

(注1) 当該様式は、「外国株券等実質株主に関する資料」に記載された外国株券等実質株主が最終投資家以外の場合（保管銀行、証券会社等の仲介者又は投資信託）に記載する。

(注2) 「種別1、2①・②、3、3-B、5～11」を選択した場合には、W-9欄以降の記載は不要。

(注3) 「種別2③」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、TIN欄にNQIと記載する。

(注4) 「種別3-C」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出・提出済の別)、米国人名（英字）、住所（英字）及びTIN（米国納税者番号）を記載する。

(注5) 「種別4」を選択した場合には、種別、源泉税率、数量に加え、W-9(新規提出、提出済、未提出の別)、米国人名（英字）及び住所（英字）を記載し、また、TIN（米国納税者番号）を分かる範囲で記載する。

・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

提出日 年 月 日

株式会社証券保管振替機構 御中

外国株券等機構加入者名

(外国株券等口座管理機関コード (5 桁) :)
部 署 :
担当者名 :
連絡先 : () -

担保突合株数訂正通知書

以下のとおり、外株担保差入れ（受入れ）株数を本書面により訂正します。

銘柄名 (コード)
基準日 年 月 日

(区分口座コード)

差入れ・受入れ の別	株式数 (訂正前)	株式数 (訂正後)	相手方外国株券等機構加入者名称 (外国株券等機構加入者コード (7 桁))
差入れ・受入れ			()

(区分口座コード)

差入れ・受入れ の別	株式数 (訂正前)	株式数 (訂正後)	相手方外国株券等機構加入者名称 (外国株券等機構加入者コード (7 桁))
差入れ・受入れ			()

(区分口座コード)

差入れ・受入れ の別	株式数 (訂正前)	株式数 (訂正後)	相手方外国株券等機構加入者名称 (外国株券等機構加入者コード (7 桁))
差入れ・受入れ			()

注 1) 差入れ・受入れの別について、該当の方を○で囲んでください。

注 2) 外国株券等機構加入者コードは 7 桁（口座管理機関コード（5 桁）＋区分口座コード（2 桁））となります。

提出先：Target 保振サイトの「書類を提出する」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/その他」

- ・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。
- ・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄		

提出日 年 月 日

株式会社証券保管振替機構 御中

外国株券等機構加入者名

(外国株券等口座管理機関コード (5 桁) :)
部 署 :
担当者名 :
連絡先 : () -

担保突合株数申告通知書

以下のとおり、外株担保差入れ（受入れ）株数を本書面により申告します。

銘柄名 (コード)
基準日 年 月 日

(区分口座コード)

差入れ・受入れ の別	株式数	相手方外国株券等機構加入者名称 (外国株券等機構加入者コード (7 桁))
差入れ・受入れ		()

(区分口座コード)

差入れ・受入れ の別	株式数	相手方外国株券等機構加入者名称 (外国株券等機構加入者コード (7 桁))
差入れ・受入れ		()

(区分口座コード)

差入れ・受入れ の別	株式数	相手方外国株券等機構加入者名称 (外国株券等機構加入者コード (7 桁))
差入れ・受入れ		()

注 1) 差入れ・受入れの別について、該当の方を○で囲んでください。

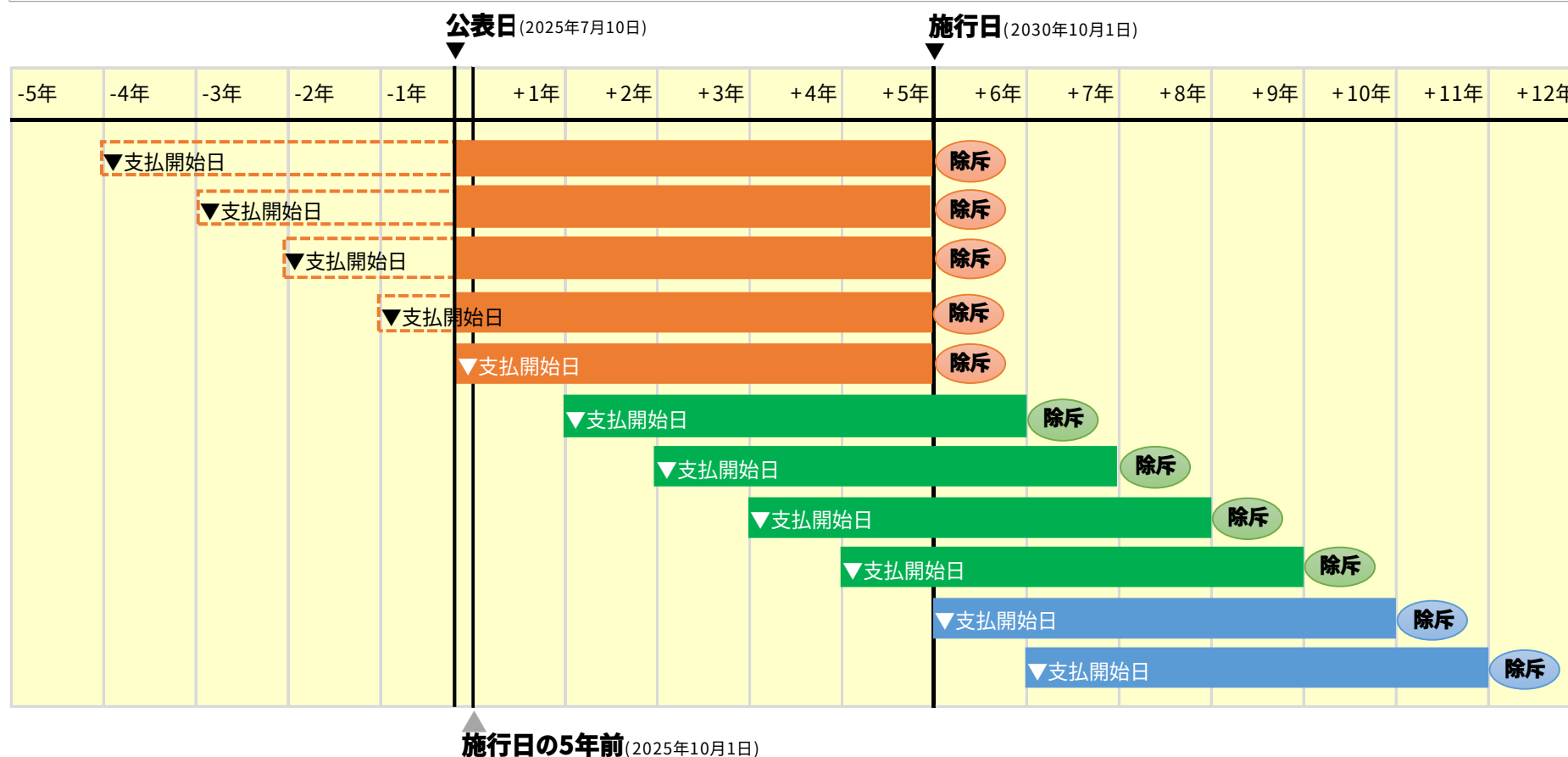
注 2) 外国株券等機構加入者コードは 7 桁（口座管理機関コード (5 桁)）＋区分口座コード (2 桁)
となります。

提出先：Target 保振サイトの「書類を提出する」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券
等機構加入者/その他」

- ・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、
利用いたします。
- ・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参
照ください。

機構使用欄		

- 外国株券等保管振替決済制度において取り扱われる外国株券等に係る配当金等（償還金等を含むすべての金銭）に5年の除斥期間が設定されます。
- 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正の公表日（2025年7月10日）以前に支払いが開始された配当金等についても、除斥されるまでの期間を5年以上確保するため（下記の橙色の配当金等イメージを参照）、その施行日を2030年10月1日としています。



- (凡例)** 橙色 : 公表日以前に支払開始日が到来した配当金等であって、施行日をもって除斥されるもの（点線は公表日時点を経過していた期間）。
- 緑色 : 公表日から施行日までの間に支払開始日が到来した配当金等であって、5年の経過により除斥されるもの。
- 青色 : 施行日以降に支払開始日が到来した配当金等であって、5年の経過により除斥されるもの。
- ※本資料において、支払開始日とは、支払いを開始する日として機構が指定した日を指します。

株式配当金振込不能分照会票

株式会社証券保管振替機構 御中

(照会日) 年 月 日

(銀行コード) _____

No. _____

下記配当金は振込不能により
返戻されましたので、ご通知
かたがたご照会申し上げます。

_____ 店
(_____ 店扱)

(新振込先)		銀 行		支 店		殿	
預金種目	口	座	番	号	受 取 人	金 額	
1.普通					様	百万	千 円
2.当座							
9.							
(依頼人) 会社名						様	
(備考) 株主番号						(振込不能理由)	
						(支払開始日) 年 月 日	
旧 振 込 先	旧 受 取 人	預 金 種 目	口 座 番 号				
銀行 支店	様	1.普通 2.当座 9.					

配当金振込指定書（新規・変更）

<お願い>

※裏面記載の（ご注意）をご参照のうえ太枠の中に明瞭にご記入ご押印ください。

年 月 日

会社名

株主名簿管理人

〇〇〇△△信託銀行株式会社

あて

株主住所・氏名

(電話)

()

ご住所

ご氏名

ご住所、ご印鑑が当社お届けのものと相違しておりますと、再度お手を煩わすことになりますのでご注意ください。

会社お届け印

株主番号

証券保管振替制度を利用して（いる・いない）

(株主番号は、おわかりの場合ご記入ください)

ご利用の証券会社当 証券

私名義の配当金は、全額下記の指定のとおりお振込みください。

※ゆうちょ銀行口座への振込みのご指定はできません。

銀行
信用金庫

支店

金融機関番号	店番号	種 目	口 座 番 号
		普通(総合口座)	1
		当座	2
口座名義人	フリガナ		

個別送金依頼書
(外国株券等機構加入者⇒機構)株式会社証券保管振替機構
振替業務部 外国株式担当 宛外国株券等機構加入者名称
外国株券等口座管理機関コード
担当者名
担当者連絡先

下記の外国株券等実質株主（以下、「実質株主」という。）については、外国株券の配当金等の受領方法としてゆうちょ銀行現金払を指定しており、当該方法に係る振替払出証書が無効となったことから、当該配当金等を当社において受け取ることを希望しております。

ついては、当該実質株主への支払の済否を御確認いただき、支払未済の場合には、下記に指定する口座に当該未受領金額を御振込いただくようお願いいたします。

なお、貴機構は本指示書の内容の正確性について何ら確認する必要はなく、本指示書の情報に基づく済否確認及び当該配当金等の送金において貴機構に重大な過失がない限り、本指示書に関して何らかの問題が生じた場合であっても、貴機構に対して何ら法的請求を行わないものとします。

記

1. 実質株主情報 (※1)	名称(カナ): (実質株主番号:)							
	住所(カナ): 〒 —							
2. 配当金等情報	配当金等国内支払日: 年 月 日 銘柄名称: (コード:) 配当金等支払基準日における保有株数: 株 未受領の配当金等の額: 円 記号番号(※2):							
3. 振込先口座情報 (※3)	銀行名				支店名	支店	預金種目	1.普通 2.当座 3.その他
		1 銀行 2 信金 3 信組 4 農協 5 労金 6 その他						
	口座名義人(カナ): 口座番号:							
4. 備考								

※1: 配当金等権利確定日時点の実質株主の名称、実質株主番号、住所等を御記入ください。

※2: 振替払出証書の表面左上に記載の記号番号。実質株主が振替払出証書を紛失した場合等、当該番号が不明のときには、本書には当該番号を記載せずに御提出いただくことができますが、その場合には、支払の済否確認ができず未受領配当金等の振込ができないことがありますのであらかじめ御承知おきください。なお、**実質株主が振替払出証書をお持ちの場合は、窓口で回収の上、原本を当機構宛てに送付してください。**

※3: 振込先口座は、外国株券等機構加入者名義の口座を指定してください。

以上

提出先: Target 保振サイトの「書類を提出する」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/その他(外国株券等実質株主に係る情報を含む書類)」

○年○月○日

確認結果に係る通知書
(機構⇒外国株券等機構加入者)

○○○○ 御中

株式会社証券保管振替機構
振替業務部 外国株式担当

貴社から受領した別添「個別送金依頼書」に基づき行った配当金等の外国株券等実質株主（以下、「実質株主」という。）に対する支払済否の確認結果等を、下記のとおり通知いたします。

記

1. 依頼日 (※1)	年 月 日
2. 実質株主の情報等 (※2)	名称： (実質株主番号：) 配当金等国内支払日： 年 月 日 銘柄名称： (コード：)
3. 支払済否確認結果	済み ・ 未済 ・ 不明
4. 振込予定金額	円 振込手数料： 円
5. 振込予定日	年 月 日
6. 備考	

※1：「個別送金依頼書」に記載いただいた日付となります。

※2：「個別送金依頼書」に記載いただいた実質株主の情報等を転記しています。

以 上

不動化証明書

（外国株券等機構加入者名） は、（実質株主の住所及び氏名）
が実質的に所有し、株式会社証券保管振替機構またはそのノミニー名義で登録されている
の株式 株は、外国証券取引口座約款に基づく国内委託取引に係るものであり、

- I. (年 月 日(基準日)までに本証明書を発行する場合)
年 月 日現在上記の者が上記株式の実質株主であり、 年 月 日(基準日)まで、これを不動化することを証明します。
- II. (年 月 日(基準日)以降に本証明書を発行する場合)
年 月 日(基準日)現在上記の者が上記株式の実質株主であることを証明します。

(注：Ⅰ、Ⅱのいずれかに○をして選択すること)

年 月 日

外国株券等機構加入者住所 _____

外国株券等機構加入者名 _____

担当者氏名 _____

(ご注意)

この証明書は、議決権代理行使指図書とともに 年 月 日までに下記場所の当受付窓口にご提出ください。

なお、ご郵送の場合には、下記場所へ同日までに到着するようご送付ください。

(株)事務取扱機関名・住所)

外国株券等交付請求指図書

提出日			年		月		日	
外国株券等機構加入者リファレンスNo.								
区分 (新規/取消を選択)	新規							
指図種別 (預託/交付を選択)								
外国株券等機構加入者名								
外国株券等機構加入者コード (7桁)								
銘柄名 (銘柄コード)	()							
数量								
現地完了予定日			年		月		日	
持込人・引取人コード			—					
取引約定日			年		月		日	
権利預り証の添付								
備考								
連絡先	担当部署							
	担当者							
	TEL							

.....
 [保振処理欄] ※以下の欄には記入しないでください。

(受付)

指図番号		R	・	D				
受付処理欄								

[提出先]

Target保振サイト>書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/その他

- ・当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。
- ・当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。

預託外国株券等残高証明書交付申請書

年 月 日

株式会社 証券保管振替機構

外国株券等機構加入者名

(コード)

担 当 者

年 月 日現在の、当社の外国株券等保管振替決済制度取扱銘柄の預託外国株券等に係る残高証明書（外国株券等振替口座簿記録事項証明書）を交付願います。

以 上

別紙のとおり残高証明書（外国株券等振替口座簿記録事項証明書）を交付します。

年 月 日

株式会社 証券保管振替機構

当申請書によるものは、平成 20 年 12 月 30 日以前の分の残高証明書の発行申請とします。

提出先：Target 保振サイト>書類を提出する>外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/その他

- ・ 当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。
- ・ 当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください

発行控

預託外国株券等残高証明書交付申請書

提出先 _____

使用目的 _____

年 月 日

株式会社 証券保管振替機構

外国株券等機構加入者名

(コード)

担当者

年 月 日現在の、当社の外国株券等保管振替決済制度取扱銘柄の預託外国株券等に係る残高証明書（外国株券等振替口座簿記録事項証明書）を交付願います。

以 上

(注) ※印欄には記入しないでください。

※確認	※証明

- 当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。
- 当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください